

仙台市中小企業 活性化条例

(平成27年4月1日施行)



「仙台市中小企業活性化条例」に関するお問い合わせ

仙台市経済局産業政策部経済企画課

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

TEL: 022-214-8275 FAX: 022-267-6292

仙台市ホームページ: <http://www.city.sendai.jp/>

仙台市の経済や雇用を支えている 中小企業の活性化を目指して、 「仙台市中小企業活性化条例」を制定しました。

市内の中小企業は、事業所の大部分を占め、地域の経済や雇用を支えています。また、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきを強めています。

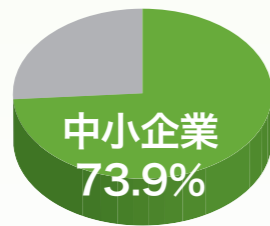
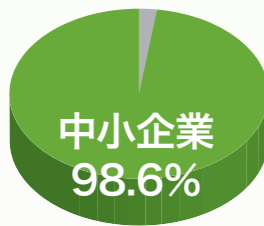
しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、急速な人口減少などにより厳しさを増し、消費の縮小や経済の停滞などが懸念されています。

仙台が将来にわたって持続的に発展し、東北をけん引し続けるためには、仙台の「礎」である中小企業の活性化を図ることが不可欠であり、そのための基本的方向性やそれぞれが果たすべき役割を明確化し、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定しました。

仙台市の事業所数・従業員数に占める中小企業の割合は？

市内事業所数の割合

市内で働く人の割合



市内における企業数や従業員数の多くは中小企業です。中小企業の経済活動は、税収や雇用面において本市の経済の重要な役割を担っています。

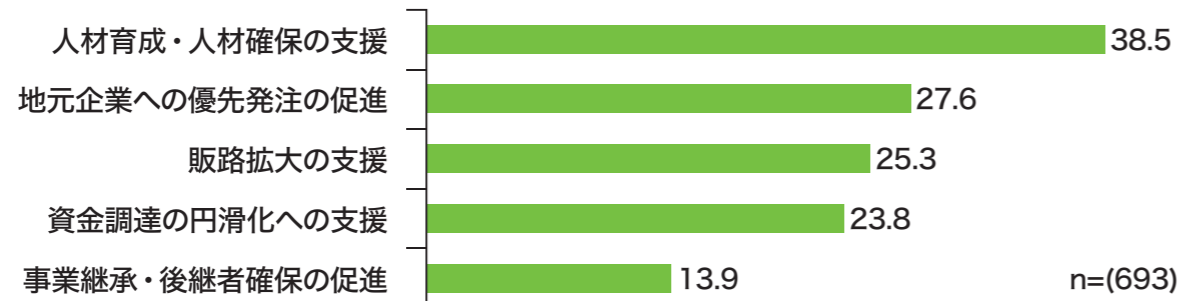
※平成24年経済センサスより

中小企業は今、なにを必要としているのでしょうか？

アンケート結果

本市が条例制定に向けて行ったアンケートによると、人材育成・人材確保の支援をはじめとして、地元企業への優先発注や販路拡大の支援などが中小企業にとって必要とされています。

中小企業の活性化に向けて必要とする施策



仙台市実施「震災復興支援に向けたアンケート調査」及び「中小企業の活性化に向けたアンケート調査」集計結果より（一部抜粋）

地域が一体となって中小企業を支援します。

地域におけるそれぞれの役割

市の責務

- 中小企業活性化施策の策定・実施
- 関係機関等との連携
- 中小企業活性化に関する情報発信

大企業者等の役割

- 地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、関係機関等と連携

中小企業者等の努力

- 経営基盤の強化等への自主的な取り組み
- 地域社会への貢献

中小企業振興団体の役割

- 中小企業への積極的な支援

市民の協力

- 中小企業の活性化の重要性に対する理解

中小企業者等のみなさんは？（第4条）

- 経済社会情勢の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むよう努めます。
- 地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めます。
- 市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。
- 中小企業振興団体と、地域社会の発展及び市民生活の向上を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めます。

中小企業振興団体のみなさんは？（第5条）

- 中小企業者等の経営の改善及び向上のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。

大企業者等のみなさんは？（第6条）

- 地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、その事業活動等を行うに当たっては、市、中小企業者等及び中小企業振興団体との連携及び協力に努めます。
- 中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。

市民のみなさんは？（第7条）

- 中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めます。

仙台市は？（第3条）

- この条例の趣旨にのっとり中小企業の活性化に関する施策を策定・実施します。
- 国、他の地方公共団体、中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他関係団体との連携を図り、積極的に中小企業の活性化に関する情報の発信を行うよう努めます。

中小企業の活性化に関する施策を 策定・実施するに当たっての 基本的な市の考え方を以下のとおり定めました。

基本的な 取り組み

- 1 経営の高度化、販路の拡大、技術の向上及び資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること
- 2 中小企業者等相互間又は中小企業者等と中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等若しくは特定非営利活動法人との間での連携及び協力を推進すること
- 3 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たって、中小企業者等の受注の機会の増大を図るよう努めること

重点的な 取り組み

- 1 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着を図ること
- 2 創業及び事業の承継（特に、女性や青年による）を促進すること
- 3 中小企業者等が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する活動を促進すること
- 4 中小企業の活性化に関する施策を策定し、実施するに当たっては、小規模企業者の経営状況に応じ必要な配慮をすること



幅広いご意見を今後の施策に反映していくため、 仙台市中小企業活性化会議を設置します。

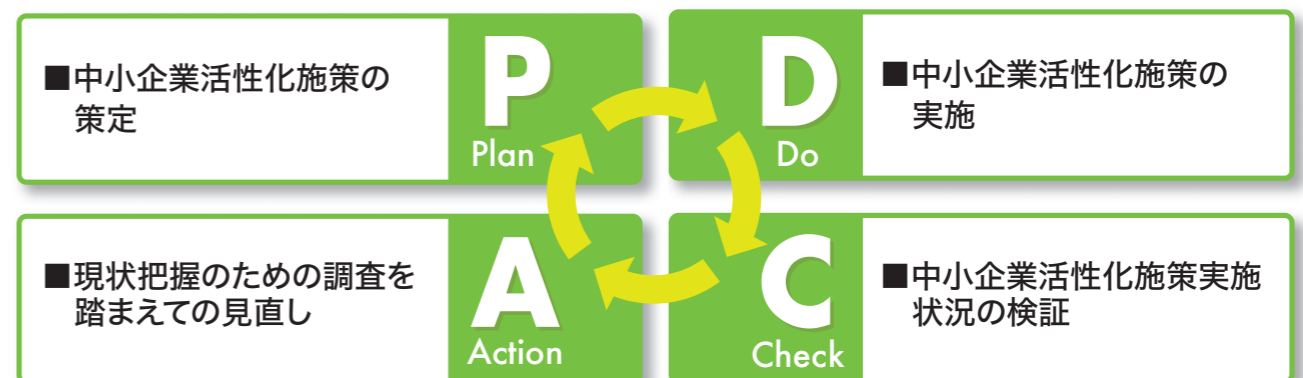
会議の 主な役割

- 現状把握のための調査
市内中小企業に対し、アンケート・ヒアリング調査を行い、個別課題を把握
- 中小企業活性化に向けた個別課題抽出・対応策検討
調査の結果をもとに、個別課題についての対応方策について議論
- 実施した中小企業活性化施策の検証
実施した施策の検証を行い、今後の議論へ反映

会議の 進め方

活性化会議においては、施策の推進や見直しは、PDCAサイクル（※）を用います。こうした見直しを行うことにより、達成できていない目標の明確化や、社会情勢の変化に伴う新しいニーズを把握し、より実効性の高い施策の実施を図ります。

（※）PDCA サイクルとは、作成した計画（PLAN）を効率的に実施（DO）、結果を評価し、それらの情報を市民・事業者のみなさんに広く公表して意見・要望を受け（CHECK）、今後の計画を見直しするものです（ACTION）。



【構成メンバー】

中小企業の経営者、中小企業振興団体の代表者、学識経験者などで構成します。

：「仙台市中小企業活性化条例」の解説

前文

仙台は、開府以来、雄藩の城下町として栄え、「杜の都」の豊かな自然環境や、「学都」の研究機能を有する東北の中核都市として発展を遂げてきた。その原動力は、本市に所在する事業所の大部分を占め、「商都・仙台」の礎として経済活動や雇用を担ってきた中小企業である。そこに働く人々は、長く仙台に暮らし、地域社会の一員としてこのまちを支えており、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきを強めている。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化により厳しさを増し、消費需要の縮小、労働力や後継者不足とこれに伴う生産力の減衰などが懸念されている。この影響は、特に、経営資源の乏しい小規模企業において顕著であり、中小企業が担う多様な役割の重要性を考えれば、このような状況は、本市の活力や賑わいを奪い、まちづくりの基盤を揺るがす恐れがある。

本市が、将来にわたって持続的な発展をしながら、東北に人をひきつける玄関口としての役割を果たし、東北の活力をけん引し続けるためには、人々がこのまちに住み、働くことができる場を確保するとともに、地域で輝く企業を育成することが不可欠である。

そのため、私たちは、本市経済の中核を担う中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ、中小企業が国内外の変化に柔軟に対応しながらその力を存分に発揮できるよう、市、事業者、中小企業振興団体、大学等の研究機関、市民等が一丸となって、中小企業の活性化に向けた戦略的な取組を推進していく。

このような決意のもと、中小企業の活動により生じる価値が着実に循環し、地域の活性化により中小企業の発展を促進させることができるよう、基本的な考え方や取組の方向性等を明らかにするとともに、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

中小企業の活性化に関する基本的な方向性を示す条例として、本市で中小企業が担う多様な役割の重要性、市の中小企業の活性化に対する姿勢など、条例全体の考え方を明示しています。



第1条 目的

第一条 この条例は、中小企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業者等の努力等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条 定義

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げる者（第三号において「中小企業者」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体、商店街振興組合その他これらに類する団体であつて、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 二 中小企業振興団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業の振興を行う団体をいう。
- 三 大企業者 中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むものであり、かつ、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 四 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいう。
- 五 大学等 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関その他の研究開発等を行う機関をいう。

本条例の制定の趣旨、条例により実現しようとする目的を規定しています。

条例の直接的な目的は、中小企業の活性化に関する施策の総合的な推進ですが、最終的な目標は、地域社会の発展と市民生活の向上にあります。

本条例において用いる「中小企業者等」、「中小企業振興団体」、「大企業者」、「金融機関」、「大学等」の用語について定義しています。

■中小企業者等

中小企業基本法における中小企業者の定義は次のとおりです。また、中小企業団体や商店街振興組合は、事業者が協同して事業を行う組織であるため、「中小企業者等」に含めています。

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

■中小企業振興団体

法定されている経済団体に加えて「その他の中小企業の振興を行う団体」として、中小企業への支援を行う任意の経済団体のほか、産業支援機関などを含めています。

■金融機関

預金取扱等金融機関に加えて「その他の金融業を行うもの」には、保険会社などを含めています。

■大学等

大学、高等専門学校のほか、大学共同利用機関や高等専門学校の研究機関などを含めています。

：「仙台市中小企業活性化条例」の解説

第3条 市の責務

第三条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の活性化に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第六条及び第八条第一項第二号において同じ。）その他関係団体との連携を図るとともに、積極的に中小企業の活性化に関する情報の発信を行うよう努めなければならない。

本条は、中小企業活性化に関する本市の責務を規定しており、本条例における市の役割を「責務」として、他の主体よりも位置付けを強くしています。

また、中小企業活性化施策の策定・実施に当たっては、様々な団体と連携を図ることを意識するとともに、中小企業にとって、有益な情報を積極的に発信するよう努めることにしています。

第4条 中小企業者等の努力

第四条 中小企業者等は、経済社会情勢の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新（中小企業基本法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。）及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者等及び中小企業振興団体は、地域社会の発展及び市民生活の向上を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

中小企業の活性化には中小企業者等自身の自主的な努力がまず必要であり、そのことを明確にするため、本規定をおいています。

第1項においては、中小企業者等の自主的な努力が必要であることを規定しています。

第2項においては、地域社会の一員として社会的責任を自覚し、事業活動を行うなかで地域の発展、市民生活の向上に寄与するよう努力を求めています。

また、第3項においては、中小企業の活性化に向けて市の実施する施策について協力するよう努力を求めるとともに、第4項においては、中小企業振興団体と相互に連携を図り、協力しながら、地域の発展と市民生活の向上のために努力を求めています。

第5条 中小企業振興団体の役割

第五条 中小企業振興団体は、中小企業者等の経営の改善及び向上のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

本条は、中小企業振興団体の役割を規定しています。中小企業者等への支援にしっかりと取り組むこと、市の実施する施策について協力することを求めています。

第6条 大企業者等の役割

第六条 大企業者、金融機関、大学等及び特定非営利活動法人は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、その事業を行うに当たっては、市、中小企業者等及び中小企業振興団体との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者、金融機関、大学等及び特定非営利活動法人は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

本条は、大企業者等の役割を規定しています。大企業者等は、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、地域の発展や中小企業の活性化に一定の役割を求めています。

第7条 市民の協力

第七条 市民は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

本条は、市民の理解と協力について規定しています。市民に、地域社会の発展や市民生活の向上のためには、中小企業の活性化に関し、義務を課すものではありませんが、地域づくりをはじめとした市が実施する施策について協力を期待するものです。

：「仙台市中小企業活性化条例」の解説

第8条 施策の基本方針等

- 第八条 市は、中小企業の活性化に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
- 一 中小企業者等の経営の高度化、販路の拡大、技術の向上及び資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること
 - 二 中小企業者等相互間又は中小企業者等と中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等若しくは特定非営利活動法人との間での連携及び協力を推進すること
 - 三 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たって、中小企業者等の受注の機会の増大を図るよう努めること
- 2 市は、前項に定めるもののほか、中小企業の活性化に資する次に掲げる事項の重要性を特に認識して施策を実施するものとする。
- 一 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着を図ること
 - 二 創業及び事業の承継、特に、女性や青年による創業及び事業の承継を促進すること
 - 三 中小企業者等が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する活動を促進すること
- 3 市は、中小企業の活性化に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、本市の持続的な発展のために小規模企業者（中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下この項において同じ。）の活力が発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、小規模企業者とその経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業の運営を確保することができるよう、小規模企業者の経営状況に応じ必要な配慮をするものとする。

中小企業の活性化に関する施策の策定・実施に当たっての基本的な方針を規定しています。

第1項においては基本事項を、第2項においては、重要性を認識して行う事項を、第3項においては小規模企業者への取り組み事項について規定しています。

第1項における中小企業者等の経営基盤の強化、関係者間での連携・協力などは中小企業が事業活動を行っていくためには不可欠な要素であると考えています。

第2項においては、今後の人口減少・少子高齢化社会に向けて中小企業が継続的な活動を図るために重要となる人材の育成・確保、創業や事業承継の促進に重点的に取り組むほか、地域づくりに向けた中小企業が担う役割に期待し、活動を促進していきます。

第3項においては、中小企業の活性化を図るためには、本市中小企業の大部分を占める小規模企業者の活性化が不可欠であることから、状況に応じた取り組みを行う必要があると考えています。

第9条 中小企業活性化会議

- 第九条 中小企業の活性化に関する重要な事項について調査審議するため、仙台市中小企業活性化会議（以下この条において「活性化会議」という。）を置く。
- 2 活性化会議は、委員十五人以内をもって組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 一 中小企業の経営者
 - 二 中小企業振興団体の代表者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 その他市長が必要と認める者
 - 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

幅広い意見や提言を今後の施策に反映していくため、中小企業経営者、中小企業振興団体代表者、学識経験者などで構成する「中小企業活性化会議」を新たに設置します。

この会議では、中小企業活性化施策等の実施状況を検証するとともに、今後の施策展開について調査審議を行います。

第10条 財政上の措置

- 第十条 市は、中小企業の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3条に規定する市の責務を果たすため、具体的な中小企業の活性化に関する施策を実施するために不可欠な、財政上の措置を講じるよう努めることにしています。